

研究生規程

(趣 旨)

第1条 「学則」第40条の規定するところにより、研究生に関する規程を設ける。

(出願資格)

第2条 研究生の志願資格については、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 本学を卒業した者
- (2) 他の四年制大学を卒業した者
- (3) その他四年制大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(志願手続)

第3条 研究生を志願する者は、年度始めの1か月前までに、次の書類を大学事務部教務課へ提出しなければならない。

- (1) 研究生願い(所定用紙による。)
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 健康診断書

(入学許可)

第4条 研究生の入学は、教授会の議を経て学長が許可する。

(入学手続)

第5条 入学を許可された者は、所定の授業料を定められた期日までに入学金・授業料その他の納入金を納めなければならない。ただし、本学において学位を取得した者については、入学検定料はこれを免除する。

- 2 既納の校納金は、理由の如何を問わず還付しない。
- 3 実験、実習等に要する費用は、必要に応じて本人の負担とする。

(研究生証)

第6条 授業料を納付した者には、研究生証を交付する。

- 2 研究生は登学に際して、研究生証を必ず携帯していなければならない。

(在学期限)

第7条 研究生の修学年限は、1か年とする。

(研究活動)

第8条 研究生は、教授会の議を経て定められた指導教員の下で研究活動を行うものとする。

(研究成果)

第9条 研究生は、研究結果をまとめた論文等をその年度の2月末日までに大学事務部教務課へ提出しなければならない。

- 2 論文はA4版 400字詰原稿用紙の使用を原則とし、指導教員の承認を得て大学事務部教務課へ2部を提出することとする。

(研究生修了証書)

第10条 論文等を提出した者には、教授会の議を経て「研究生修了証書」を授与する。

(研究生の辞退)

第11条 本人の都合により研究生を辞退する場合は、大学事務部教務課へ届け出なければならない。

(身分の取消し)

第12条 研究生で次の各号の一に該当する者は、研究生の身分を取消すことがある。

- (1) 授業料を滞納した場合
- (2) 出席状況が極めて不良で、修学見込みのない場合
- (3) 本学学生に悪影響を及ぼすと本学が判定した場合

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(施行・改廃)

第13条 この規程の改廃は、学長が教授会の議を経て行い、学長が理事会に報告し、受理されなければならない。

2 a この規程の改正は平成9年4月1日から施行する。

b この規程の実効性は、これを理事会は確認する。

(議決No.98-21)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2026（令和8）年4月1日から施行する。